

専門員委嘱細則

(設置)

第 1 条 会長は、社団法人高知県子ども会連合会（以下高子連という。）の事業の企画・運営に関し、必要に応じ意見を求め、また高子連事業の指導・助言を求めるために専門員を委嘱します。

(組織)

第 2 条 専門員は、次の定める者を会長が委嘱し、組織します。

- (1) 県市町村教育委員会の職員の現職またはその経験者。
- (2) 教職員の現職またはその経験者。
- (3) 県市町村子ども会の役員の経験者。
- (4) 県市町村子ども会と関係のある役職の現職またはその経験者。
- (5) 特に会長が認める者。

(任期)

第 3 条 専門員の任期は、2年とし、再任を妨げません。

任期途中で委嘱された専門員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会議の招集)

第 4 条 会長が専門員の意見を求める場合は、専門員会議を招集します。

2. 会長が専門員に指導、助言を求める場合は、専門員個々に要請します。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、専門員の委嘱に必要な事項は、その都度会長が別に定めます。

附 則

この規程は、平成2年6月30日から実施します。

この改正細則は、平成9年6月8日から適用します。